

社会福祉法人泉和会役員報酬規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉和会（以下「泉和会」という。）の役員の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程における役員とは泉和会の定款により定められた理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員会委員をいう。

(評議員の報酬等)

第3条 評議員の報酬は無報酬とする。

2 評議員には、別に定める「社会福祉法人役員費用弁償規程」に定める通り、費用を弁償することができる。

(理事の報酬等)

第4条 理事の報酬は無報酬とする。

2 理事には、別に定める「社会福祉法人役員費用弁償規程」に定める通り、費用を弁償することができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事の報酬は無報酬とする。

2 監事には、別に定める「社会福祉法人役員費用弁償規程」に定める通り、費用を弁償することができる。

(評議員選任・解任委員会委員の報酬等)

第6条 評議員選任・解任委員会委員の報酬は無報酬とする。

2 評議員選任・解任委員会委員には、別に定める「社会福祉法人役員費用弁償規程」に定める通り、費用を弁償することができる。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成28年12月21日より施行する。